

暴風警報が発令されている時

(1) 午前7時の時点で警報が発令されている場合は次のとおりとする。

- ① 午前中、自宅待機とする。
- ② 当日の学校給食は無しとする。

※各家庭においては、テレビ・ラジオ等で警報が発令されているかどうかを確認してください。

(2) 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は次のとおりとする。

- ① 臨時休校とする。

(3) 午前11時の時点で警報が解除となっている場合は次のとおりとする。

- ① 午後から授業や活動を行う。
- ② 昼食をすませ、午後1時35分までに登校する。

(4) 登校時に警報が発令された場合は、学校・園・教育諸機関が連絡を取り合い、次のように対処する。

- ① 児童が安全に帰宅できると認められた場合（警報発令時の気象状況、道路・交通状況等の把握によって）は、速やかに下校させる。
- ② 下校にあたっては、引率に教員等をあてる。
- ③ 危機が予想される場合は、下校を見合わせ、安全な場所で待機する。
- ④ 必要に応じて保護者へ出迎えを要請することもある。この場合は、迎えを確認し確実に保護者に児童をわたす。

激しい降雪・多量の積雪のある時

● 激しい降雪・多量の積雪のある場合、学校・園・教育諸機関が連絡を取り合い、次のように対処する。

- ① 午前7時の時点で、諸状況を考慮し判断（自宅待機・臨時休校等）をする。その結果を、校外委員の連絡網を使い、各家庭に連絡をする。
- ② 自宅待機をしている場合、午前11時の時点での降雪・積雪の状況を見、臨時休業か、午後から授業をするかを校外委員の連絡網を使い、各家庭に連絡をする。

「暴風警報」以外の警報は、自宅待機・臨時休校にはなりません。通常通りの登校になります。